

第31回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年11月7日（金） 午前9時55分～午前10時37分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 24名

4 出席委員（21名）

1番 鈴木 正雄	2番 佐藤 洋悦	3番 佐藤 吉男	4番 佐藤 学
5番 信田 浩則	7番 齋藤 正宏	8番 伊藤 悟	9番 玉井 慎太郎
10番 小笠原 喜悦	11番 長澤 信徳	12番 高川 吉昭	14番 高橋 勝範
15番 佐藤 敏光	16番 桜田 友子	18番 泉 芳博	19番 竹原 まゆみ
20番 小松 伸一	21番 鈴木 靖浩	22番 茂木 靖雄	23番 田村 誠市
24番 細谷 精悦			

5 欠席委員（3名）

6番 本間 隆喜	13番 伊藤 又二門	17番 渡邊 敏雄
----------	------------	-----------

6 出席した農地利用最適化推進委員（3名）

西仙北地域	伊藤 重成	佐々木 忠永
中仙地域	安部 寛治	

7 出席した職員

参 与	事務局	事務局長	藤原 千鶴
		主 幹	渡邊 高広
		主 幹	黒澤 美咲
		主 査	加藤 卓志
		主 事	小笠原 一志
	大曲分室	主 任	伊藤 圭吾
	西仙北分室	主 幹	茂木 美世子
	中仙分室	主 幹	藤川 美由紀

協和分室	主 査	戸島 廣憲
仙北分室	特定事務員	伊藤 久子
太田分室	主 幹	倉田 康弘

8 議事録署名委員

1 番 鈴木 正雄

2 番 佐藤 洋悦

事務局長

おはようございます。定刻より早い時間ではありますが、ご出席予定の皆様が全員いらっ
しゃいますので総会を始めさせていただきます。

総会の開催前に議案の取り下げがありますので、ご説明いたします。議案の12ページ、農
地法第3条、21番の案件でございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの売買案件です。この
案件を相談された際、農地法と農地中間管理機構の許可までの期間及び所得税控除額の違いに
ついて説明したところ、農地法第3条を選択し申請されました。この案件を議案上程するにあ
たり、譲渡所得税額が売買価格の2割、およそ〇〇〇〇〇〇〇円になることを再度、〇〇さんに
説明し了解を得ようとしたところ、譲渡所得税控除になる中間管理機構を使った売買に変更す
る旨の連絡があり、今月4日に本申請を取り下げたものでございます。

なお、この後の議案番号につきましては繰り上げることなく総会を進めさせていただきます
ので、よろしくお願いいたします。

改めまして、委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席い
ただき誠にありがとうございます。本日は総会終了後に神岡庁舎にて役員会を予定しておりま
すのでスムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。また、役員の方は総会終
了後、神岡庁舎へご移動くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

本日、欠席の届け出が、6番、本間隆喜委員、13番、伊藤又エ門委員、17番、渡邊敏雄
委員から出ております。

それでは、ただいまから第31回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時55分 開会)

会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいま
の出席者は、21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本
総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回10月9日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付し
ております、第31回総会までの業務報告書をご覧ください。

10月9日に、第30回農業委員会総会を委員20名、推進委員2名の出席をいただき、こ
こ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

10月23日、24日には、全国農業担い手サミットが鹿児島県で開催され、会長が参加さ
れております。全体会は鹿児島市の川商ホールで行われ、地域交流会は曾於市の南九州畜産獣
医学拠点等を視察されております。

10月27日は東北農政局の要請により、女性農業委員登用の意見交換会を神岡庁舎で行い、
桜田友子委員、竹原まゆみ委員と私が出席しております。

11月1日、令和7年度秋田県農業委員会大会運営委員会が湯沢市湯沢文化会館で行われ、
会長が出席しております。同日、同会場において令和7年度秋田県農業委員大会が開催され、
委員16名、推進委員16名が出席しております。

その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただき
たいと存じます。

以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)

議長

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

議長

参与

参与

参与

申請理由といたしまして、譲渡人の〇〇さんが埼玉県に移住して以来、長い間空き家となつ

事務局長

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

議長

議長

議長

事務局長

令和7年11月7日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

参与

議長

細谷精悦会長

6

ませんので、よろしくご審議お願いします。

事務局長

現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。

事務局長

議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和7年11月7日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

議案第3号、案件6番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

24ページ、6番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、北檜岡〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市北檜岡〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、67歳、外1名です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市北檜岡〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、51歳です。10アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇円、設定期間は5年です。申出理由といたしまして強化法利用権設定の期間満了に伴い農地中間管理事業で契約するものです。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。(〇〇委員入場)

議 長	次に議案第3号、案件7番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員退席)
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	24ページ、7番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、清水〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田1筆、計2筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業の利用権設定期間満了による再設定です。利用権を設定する方は、大仙市太田町駒場〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、83歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市太田町駒場〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、44歳です。賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇円、設定期間は、ほかの契約と終期を合わせ7年3カ月です。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われまふ。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございせんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。 (〇〇委員入場)
議 長	次に議案第3号、案件1番から5番、8番から62番までを議題とします。 事務局の説明を求めます。
参 与	農地の所在は、横堀〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田1筆、計2筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業における、借受人を設定する契約になります。農地の所有者は、大仙市清水〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、亡、〇〇〇〇〇〇さんです。公益社団法人秋田県農業公社が所有者不明農地として借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市清水〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、47歳です。賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇円、設定期間は10年になります。 申出理由といたしまして、所有者の、亡、〇〇〇〇〇〇さんは令和〇年〇月に死亡し、その後、令和〇年〇月に契約期間が満了し、耕作者がいない状態でした。そのため農地が荒れてきたことから所有者不明農地制度を活用し、近隣を耕作している〇〇〇〇〇〇さんに賃貸借権の転貸をするものです。賃借料は法務局に供託されます。金額につきましては設定期間中、賃料変更ができませんことを考慮して農業公社が提示し、〇〇〇〇〇〇さんが合意したものです。
事務局長	その他の案件についてご説明させていただきます。議案第3号につきましては、ただいまご説明いたしました1件のほかに、所有権移転5件、賃貸借権設定の新規10件、再設定42件、使用貸借権設定の新規2件がございます。 今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額であります。説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長 報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和7年11月7日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 与 議案書の53ページをご覧ください。中仙地域の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、太田地域の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの報告がありました。詳細につきましては、54ページから60ページをご覧ください。

結果、両法人ともに農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長 以上報告といたします。

議 長 これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。
(事務局なし)

議 長 委員の方々から何かありませんか。

田村誠市委員 全国担い手サミットについて、今回、大仙市農業委員会からは会長のみ参加であり、次回からはもっと多くの農業委員から参加してもらおう手立てを講じるべき。

議 長 以上をもちまして、第31回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。(午前10時37分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年11月7日

会 長 細谷 精悦 _____

委 員 鈴木 正雄 _____

委 員 佐藤 洋悦 _____